

利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に基づき私に行う訪問介護サービスや介護予防訪問介護サービス、障害者総合支援法に基づき私に行う居宅介護サービス、同行援護サービス、移動支援サービスなどの各サービスを円滑に実施するため、担当者会議において、または私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2. 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3. 個人情報の内容(例示)

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

・その他の情報

「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

緊急時等(異常事態・事故発生時)の対応について

1. 異常事態と事故

利用者の急激な体調の変化等、利用者の身体に関する不測の事態に起因して生じる異常事態とサービス実施を原因とする事故について、その状況を正しく見極め、適切に対応することが重要である。身体の損傷や、過失の有無およびその程度により対応方法が異なる。

(1) 異常事態とは

適切な対応をすみやかに行わなければ後に障害を残したり、最悪の場合生命を脅かす事態。

(2) 事故とは

サービス実施を原因とした過失により生じた事態。

例)入浴介助中の転倒、所有物の損壊や紛失

2. 異常事態・事故発生時の心構えと対応

(1) 異常事態発見者の心構え

① あわてない

担当ヘルパーは落ち着いて事故の状況や利用者の急病の状態を観察する。

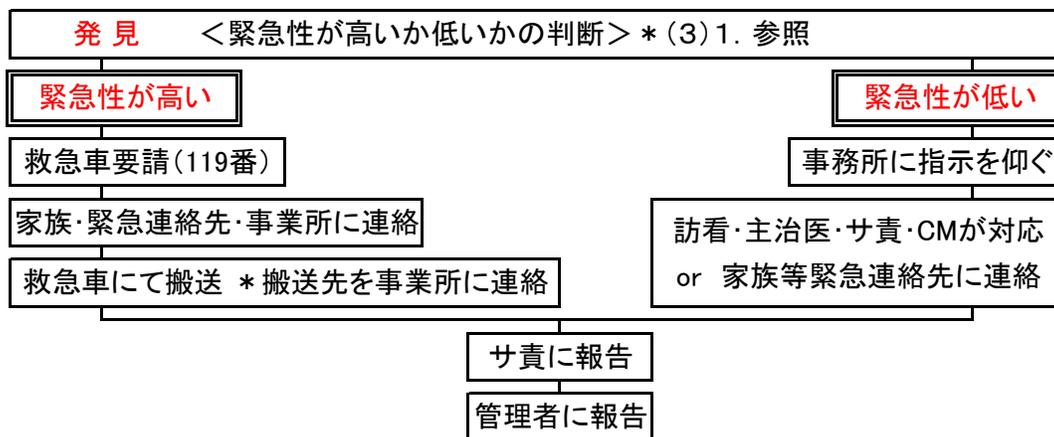
② 安心感を与える

事故や急病は本人も驚き不安があるため、安心させるとともに力づけることが大切。

③ 協力体制を整える

他のヘルパーや家族がいれば、すぐ協力を得る。異常時において速やかに対応することは、利用者の生命・予後および治療方針に重要な影響を及ぼす。

(2) 異常事態発生時の対応経路



(3) 異常事態発生時の行動

1. 観察の順序と要点

利用者の様子が平常と違っていたり、倒れているようなことがあったら、以下の項目に注意し観察しながら対応していく。

① ひどく出血している

④ 意識がない

② 呼吸していない

⑤ 顔色がひどい

③ 脈拍がない

①～⑤の項目について早急に観察し、緊急性が高いか低いかが判断する。意識があれば全身を見ながら、事故や急病の発生状況を利用者より以下の項目について聞く。

⑥ 手足が動かない

⑧ 出血がある

⑦ 痛みがある

⑨ 外傷・打撲がある

2. 連絡方法

緊急性が高い場合はすぐ消防署に通報(119番)し、救急車の派遣依頼をする。相手方に状態や場所などが良く伝わるように、落ち着いて簡単に、要領よく連絡する。

3. 連絡内容

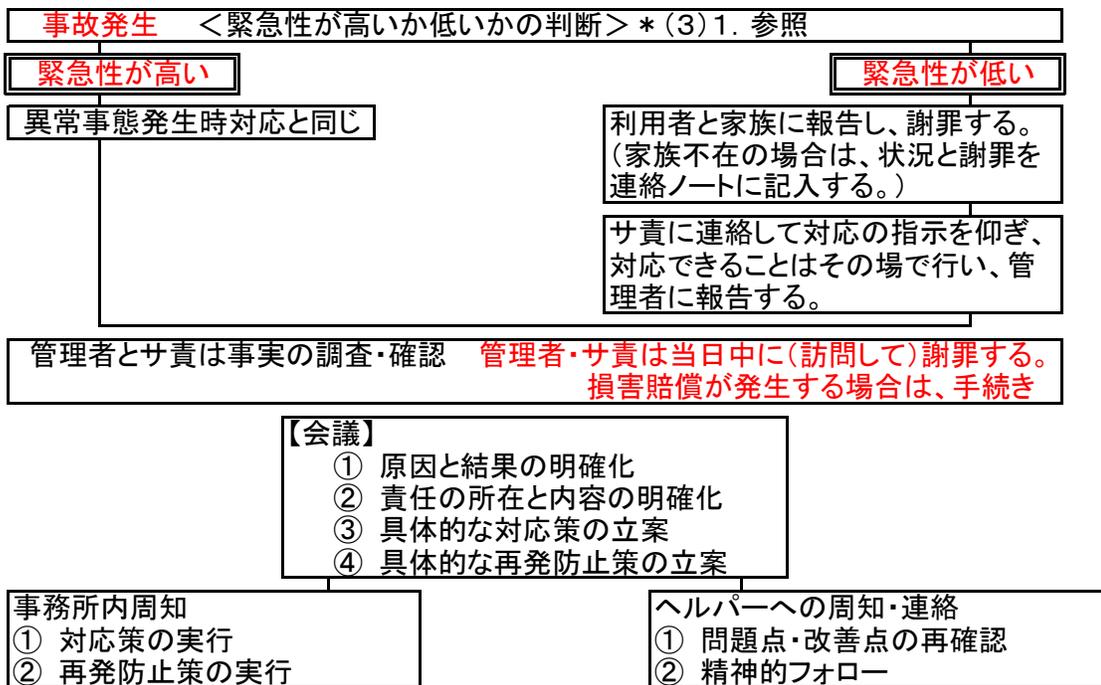
①通報時

- ・ 火事か救急車か問われるので明確に伝える
- ・ 利用者の住所と電話番号を伝える
- ・ 利用者の状態、症状を簡潔正確に説明する
- ・ 要請している者の氏名と職業を話す(自分がヘルパーである旨を伝える)

②救急隊員が到着した場合

- ・ 利用者の現在の状況と症状
- ・ 事故の原因とその状況
- ・ いつそれが起こったか

(4) 事故発生時の対応



訪問介護サービス 重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 あいぜん
事務所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
代表者(職名・氏名)	代表取締役 縣 和雄
設立年月日	平成18年3月22日
電話番号	045-439-6222

2. 事業所の概要

利用事業所の名称	有限会社 あいぜん	
サービスの種類	訪問介護サービス	
事業所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101	
電話番号	045-439-6222	
指定年月日・事業所番号	平成18年5月1日指定	1470201318
管理者の氏名	縣 和雄	
通常の事業の実施地域	横浜市神奈川区	
併設するサービス	居宅介護支援・特定福祉用具の販売と貸与	

3. 事業所の職員体制

職種	職務	人数
管理者	全体の管理	常勤: 1名
サービス提供責任者	サービス職員の調整	常勤: 4名
サービス担当職員	訪問介護の提供	常勤: 6名
		非常勤: 7名
事務担当職員	事務	常勤: 1名
		非常勤: 名

4. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで(祝祭休日は、営業) 但し、年末年始(29日～3日)を除きます。
営業時間	午前9時～午後6時まで
サービス提供時間	午前8時～午後7時まで

5. 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等の世話又は支援を行うことにより利用者の心身機能の維持回復又は向上を目指す。

事業の実施に当たっては、要介護者となることの予防又は状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行う。

事業の実施に当たっては、自らサービスの質を評価し、常に改善を図る。

6. サービスの内容

(1)「訪問介護」は、利用者の居宅(自宅)において訪問介護員(ヘルパー)を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話を行うサービスです。

(2)事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

＜身体介護＞

- ①起床介助
- ②就寝介助
- ③排泄介助
- ④衣服の脱着
- ⑤整容介助
- ⑥身体の清拭・洗髪
- ⑦入浴介助
- ⑧食事介助
- ⑨体位変換
- ⑩服薬介助
- ⑪外出介助
- ⑫移動・移乗介助
- ⑬その他()

＜生活援助＞

- ①調理
- ②洗濯
- ③住居の掃除・整理整頓
- ④買い物
- ⑤薬の受取り
- ⑥衣服の整理・被服の補修
- ⑦ベットのメイク
- ⑧その他()

【ご注意】次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承ください。なお、時間の長短に関わらず、利用者がご不在の場合のサービス提供はできません。

- 1)「本人の援助」に該当しないもの
…家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車 等
- 2)「日常生活の援助」に該当しないもの
…庭の掃除や草むしり、植木や草花の手入れ・水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、手の込んだ調理、正月料理等の特別な季節的な調理 等
- 3) その他介護保険の利用を認められないもの
…病院内の介助、入院中・入退院の付き添い、日常生活とみなさない外出介助、ヘルパーが運転する車を使った外出 等

7. 利用料

利用者負担金は、別紙2「あいぜん訪問介護利用料金表」を参照してください。
(負担割合が2割の方は、別紙「料金表」の倍額となります。)

ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

8. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかにご連絡ください。
利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

前日又は当日の中止については、キャンセル料を申し受けることとなります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合は、不要です)。

9. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

弊社の窓口	電話番号 045-439-6222 相談員 縣 和雄
神奈川区高齢・障害担当	電話番号 045-411-7019
神之木地域ケアプラザ	電話番号 045-435-2906
横浜市福祉調整委員会事務局	電話番号 045-671-4045
神奈川県国保連	電話番号 045-329-3447
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課	電話番号 045-671-2356

介護予防訪問介護・第一号訪問事業 重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 あいぜん
事務所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
代表者(職名・氏名)	代表取締役 縣 和雄
設立年月日	平成18年3月22日
電話番号	045-439-6222

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	有限会社 あいぜん	
サービスの種類	介護予防訪問介護・第一号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)	
事業所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101	
電話番号	045-439-6222	
指定年月日・事業所番号	平成28年1月1日指定(みなし)	1470201318
管理者の氏名	縣 和雄	
通常の事業の実施地域	神奈川区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者宅に訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

①身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
-------	---

②生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など
-------	---

5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで 但し、年末年始(29日～3日)を除きます。
営業時間 サービス提供時間	午前9時～午後6時まで 午前8時～午後7時まで

6. 事業所の職員体制

職種	職務	人数
管理者	全体の管理	常勤: 1名
サービス提供責任者	サービス職員の調整と 訪問介護の提供	常勤: 4名
サービス担当職員	訪問介護の提供	常勤: 6名
		非常勤: 7名
事務担当職員	事務	常勤: 1名
		非常勤: 名

7. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割・2割又は3割の金額です。

ただし、介護保険の支給限度を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

第一号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

適用開始日 4/1/2021 ~

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月当り)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	13,077	1,308	2,616	3,924
訪問型サービスⅡ	週2回程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援1・2)	26,120	2,612	5,224	7,836
訪問型サービスⅢ	週2回を超える程度の訪問型サービス (事業対象者・要支援2)	41,444	4,145	8,289	12,434

前記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

上記の利用者負担金以外に、初回加算(初月のみ)と、介護職員処遇改善加算(利用者負担の13.7%)を加算させていただきます。

利用者負担金は、サービスを提供した翌月の27日に、ご指定の金融機関の口座から引落としとなります。

8. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかにご連絡ください。

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

前日又は当日の中止については、キャンセル料を申し受けることとなります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合は、不要です)。

9. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

弊社の窓口	電話番号 045-439-6222 相談員 縣 和雄
神奈川区高齢・障害担当	電話番号 045-411-7019
神之木地域ケアプラザ	電話番号 045-435-2906
横浜市福祉調整委員会 事務局	電話番号 045-671-4045
神奈川県国保連	電話番号 045-329-3447

10. 緊急時等の対応について

別紙にて、説明させていただきます。

障害者居宅介護サービス重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 あいぜん
事務所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
代表者(職名・氏名)	代表取締役 縣 和雄
法人設立年月日	平成18年3月22日
電話番号	045-439-6222

2. 事業所の概要

利用事業所の名称	有限会社 あいぜん
サービスの種類	障害者総合支援法に基づく居宅介護サービス
事業所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
電話番号	045-439-6222
指定年月日・事業所番号	平成24年10月1日指定 1410200305
管理者の氏名	縣 和雄
通常の事業の実施地域	神奈川区の一部

3. 職員体制

職種	職務	人数	
管理者	全体の管理	常勤:	1名
サービス提供責任者	サービス職員の調整	常勤:	4名
サービス担当職員	訪問介護の提供	常勤:	6名
		非常勤:	7名
事務担当職員	事務	常勤:	1名
		非常勤:	名

4. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、年末年始を除きます。
営業時間	午前9時～午後6時まで

5. サービスの内容

事業者は、居宅介護計画に基づいて、利用者に次の内容のサービスを提供します。

- 1) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ その他日常生活を営むために必要な身体の介護
- 2) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 洗濯
 - ③ 掃除
 - ④ その他日常生活を営むために必要な家事の援助
- 3) 生活等に関する相談及び助言
- 4) 通院介助

6. 利用料金

- 1) 利用者負担額（本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額）
上記サービス利用に対しては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。
障害者総合支援法に基づく介護給付費等は、本事業所が代理受領致しますので、利用者が

ら受給証の記載内容に基づき、ご利用者負担額をお支払いいただきます。

※ 事業所が利用者に代わり市町村から受領した障害者総合支援法に基づく介護給付費等の額については、ご利用者に通知いたします。

※ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等を事業者が代理受領を行わない場合（償還払い）は、市町村が定める障害者総合支援法に基づく介護給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると障害者総合支援法に基づく介護給付費が支給されます。

7. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止（キャンセル）をする際には、すみやかにご連絡ください。

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

前日又は当日の中止については、キャンセル料を申し受けることになります。（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合は、不要です）。

8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

弊社の窓口	電話番号 045-439-6222
	相談員 縣 和雄
神奈川区役所	電話番号 045-411-7019
神之木地域ケアプラザ	電話番号 045-435-2906
横浜市福祉調整委員会 事務局	電話番号 045-671-4045
神奈川県国保連	電話番号 045-329-3447

9. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者様の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかに連絡します。

障害者同行援護サービス重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 あいぜん
事務所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
代表者(職名・氏名)	代表取締役 縣 和雄
法人設立年月日	平成18年3月22日
電話番号	045-439-6222

2. 事業所の概要

利用事業所の名称	有限会社 あいぜん
サービスの種類	障害者総合支援法に基づく同行援護サービス
事業所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
電話番号	045-439-6222
指定年月日・事業所番号	平成23年10月1日指定 1410200305
管理者の氏名	縣 和雄
通常の事業の実施地域	神奈川区の一部

3. 職員体制

職種	職務	人数	
管理者	全体の管理	常勤:	1名
サービス提供責任者	サービス職員の調整	常勤:	4名
サービス担当職員	訪問介護の提供	常勤:	6名
		非常勤:	7名
事務担当職員	事務	常勤:	1名
		非常勤:	名

4. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、年末年始を除きます。
営業時間	午前9時～午後6時まで

5. サービスの内容

視覚障害者に対する、外出の介助と情報提供

6. 利用料金

1) 利用者負担額(本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額)

上記サービス利用に対しては、障害者総合支援法に基づく介護給付費等が支給されます。障害者総合支援法に基づく介護給付費等は、本事業所が代理受領致しますので、利用者から受給証の記載内容に基づき、ご利用者負担額をお支払いいただきます。

※ 事業所が利用者に代わり市町村から受領した障害者総合支援法に基づく介護給付費等の額については、ご利用者に通知いたします。

※ 障害者総合支援法に基づく介護給付費等を事業者が代理受領を行わない場合(償還払い)は、市町村が定める障害者総合支援法に基づく介護給付費等基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、ご利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると障害者総合支援法に基づく介護給付費が支給されます。

7. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかにご連絡ください。利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までに

ご連絡ください。

前日又は当日の中止については、キャンセル料を申し受けることになります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合は、不要です)。

8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

弊社の窓口	電話番号 045-439-6222
	相談員 縣 和雄
神奈川区役所	電話番号 045-411-7019
神之木地域ケアプラザ	電話番号 045-435-2906
横浜市福祉調整委員会 事務局	電話番号 045-671-4045
神奈川県国保連	電話番号 045-329-3447

9. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用様の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかに連絡します。

障害者移動支援サービス重要事項説明書

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 あいぜん
事務所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101
代表者(職名・氏名)	代表取締役 縣 和雄
法人設立年月日	平成18年3月22日
電話番号	045-439-6222

2. 事業所の概要

利用事業所の名称	有限会社 あいぜん	
サービスの種類	移動介護・通学通所支援	
事業所の所在地	横浜市神奈川区松見町1-45-5 メセナ妙蓮寺101	
電話番号	045-439-6222	
指定年月日・事業所番号	平成18年10月1日指定	1460200304
管理者の氏名	縣 和雄	
通常の事業の実施地域	神奈川区の一部	

3. 職員体制

職種	職務	人数	
管理者	全体の管理	常勤:	1名
サービス提供責任者	サービス職員の調整	常勤:	4名
サービス担当職員	訪問介護の提供	常勤:	6名
		非常勤:	7名
事務担当職員	事務	常勤:	1名
		非常勤:	名

4. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日まで ただし、年末年始を除きます。
営業時間	午前9時～午後6時まで

5. サービス内容

(1) 移動介護

1日で用務を終える範囲内の、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇等の社会参加のための外出における支援を行います。

(2) 通学通所支援

特別支援学校・養護学校への登下校支援、生活介護等の日中活動系サービス事業所等への通所支援

※各サービスともに、公序良俗に反する目的に係る外出、宗教・政治的活動に係る外出、通勤・営業活動等の経済的活動に係る外出、通所・通学を除く通年かつ長期にわたる外出、その他社会通念上本制度を適用することが適当でないと認められる外出における支援は提供しません。

6. 利用料金

(1) 利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービス事業費が支給され、事業者が代理受領いたしますので、利用者は支払決定明細兼負担額通知書の記載内容に基づいた請求書により、ご利用者負担額をお支払いいただきます。

※事業者が利用者に代わり横浜市から受領した移動支援サービス費等の額については、ご利用者に通知します。

(2)サービス利用に係る実費負担額

サービス提供に要する下記費用は、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービスの対象ではありませんので、実費をいただきます。

項目	説明
①ヘルパー交通費	通常の事業実施地域以外で、サービスを利用される場合は、ヘルパーの交通費をお支払いいただきます。
②その他	サービス提供中に、ヘルパーに公共交通機関利用料、入場料等が必要な場合は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

(3)ご利用者負担額及び実費負担額のお支払方法

上記(1)及び(2)①の料金・費用は、毎月集計してご請求させていただき、翌々月27日に、口座自動引落しさせていただきます。

7. サービスの中止

利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかにご連絡ください。

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。

前日又は当日の中止については、キャンセル料を申し受けることとなります。(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない場合は、不要です)。

8. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にて対応いたします。

弊社の窓口	電話番号 045-439-6222
	相談員 縣 和雄
神奈川区役所	電話番号 045-411-7019
神之木地域ケアプラザ	電話番号 045-435-2906
横浜市福祉調整委員会 事務局	電話番号 045-671-4045
神奈川県国保連	電話番号 045-329-3447